

議 事 録 抄 本

令和 8 年 4 月

福崎町農業委員会

令和8年4月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 4月21日(火) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・16名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	-	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	-
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席者】 3番 前田 泰良、15番 岡 幸司

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁

【署名人】

8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎
----------	----------

<案件>

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第4号 農地の地目転換の適正化に関する要領に基づく届出について
(委員会受理) 2件

議案第 5 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理) 2 件

議案第 6 号 福崎農業振興地域整備計画（総合見直し）変更（案）に係る意見聴取について

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

3 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

8 件

報告第 3 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

4 件

（議 長） 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 4 月定例会を開催します。

本日、岡推進委員より欠席の連絡があり、前田委員も欠席でございます。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一 同） <異議なし>

（議 長） 異議なしということで、

8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎
----------	----------

委員をお願いします。本日は議案第 1 号から議案第 6 号に至る計 6 議案、報告事項 3 件について審議願います。

それでは、はじめに議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

（事務局） 1 番：資料 1 ページをご覧ください。願出地は、南大貫公民館から南西約 600m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成 13 年ごろから建物が建っており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満た

しているものと考えます。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第1号について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(上阪委員) 1番：現地では、宅地となっていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第1号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 1 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 10：反対 0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、原案の内容で証明することといたします。

(議長) 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 1番:資料2～4ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から■■■■・■■■■が南西約600m、■■■■が西約500mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人は水稻に使用する機械類を所有しており、親族と一緒に水稻を行っていると聞いております。取得後は、水稻を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による

地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。
今回の申請に併せて地域計画を変更しますので、ご意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第2号について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(上阪委員) 1番：現地では、写真では草が生えていますが、現地では3筆とも耕うんされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第2号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第2号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 1番：資料5・6ページをご覧ください。申請地は、西光寺公民館から北約400mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により太陽光発電施設へ転用するものです。1000㎡を超えるため地元説明会を行っております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請

の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第3号について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 1番：現地では、草刈りがされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第3号について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 地元説明会はされましたか。

(事務局) はい、地元説明会は行っていると聞いております。

(牛尾委員) 問題も無く、周辺の同意ももらえていますか。

(事務局) はい、問題無く周辺同意も得ております。

(牛尾委員) 分かりました。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第3号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成10：反対0〕

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第4号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出に

ついて、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第4号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理)

(事務局) 1番:資料7ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から南約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は登記地目を田から畑へ転換するものです。申請地は現在、畑として利用されており、現況と登記地目を合わせるために届出されております。地元区の同意も得ており、近隣に農地を集約した農家もいないため受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第4号 1番について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 1番:現地では、畑として利用されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第4号 1番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 取水口はどうなりますか。

(事務局) モルタルを塗り防ぐと聞いております。

(山口委員) ■■■■■であれば動力を使い水をあげても畑として認めるということがあるように地元によって取り扱いが異なることを伝えていますか。

(事務局) ■■■■■の話は存じ上げなかったため伝えておりません。ですが、地元によって畑地化の取り扱いが異なるため、その都度、地元区長に聞いていただくよう伝えております。

(山口委員) 地区によっては動力物を使用すると畑と認めないということを聞いたことがあります。水路も地元区が管理しているためその辺りで問題があるのではないかなと思いを聞きました。

(議長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第4号 1番について、討論はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第４号 １番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ 〔賛成 10：反対 0〕

- （議 長） 全員挙手でございますので、議案第４号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 １番について、原案の内容で受理することといたします。

次に、議案第４号 ２番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

- （事務局） ２番：資料８ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から南約 30 mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は登記地目を田から畑へ転換するものです。申請地は現在、畑として利用されており、現況と登記地目を合わせるために届出されております。地元区の同意も得ており、近隣に農地を集約した農家もいないため受理要件は満たすものと考えます。
以上です。

- （議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第４号 ２番について、現地調査済ですので報告願います。

- （上阪委員） ２番：現地では、畑として利用されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

- （議 長） 議案第４号 ２番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第４号 ２番について、討論はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第４号 ２番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ 〔賛成 10：反対 0〕

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第4号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 2 番について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

(事務局) 資料9ページをご覧ください。農地法第18条の規定による合意解約通知が2件出てきております。2件とも残存小作の解約です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第5号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第5号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知 2 件について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第6号 福崎農業振興地域整備計画（総合見直し）変更（案）に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第6号 福崎農業振興地域整備計画（総合見直し）変更（案）に係る意見聴取について

(事務局) 資料10ページ及び別紙をご覧ください。福崎農業振興地域整備計画（総合見直し）変更（案）のために意見聴取が依頼されています。特別指定区域見直しや山林原野化・非農地判断による通知によって農用地から除外される予定です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 5 号について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。
- (山口委員) 農用地に該当するかしらないかは誰に聞いたら分かるのでしょうか。役場が全て回答するんですか。
- (事 務 局) 農林振興課の農業振興地域の担当がおりますので、担当から回答いたします。
- (山口委員) 農用地除外の申請は各地区の代表者が行うんですか。
- (事 務 局) この度、全体見直しのため町で行いました。今後、除外の申請をするとなると地権者が行うことになります。
- (山口委員) この度の見直しで役場が判断して、地権者が申請しなければそのままになるんですか。
- (事 務 局) 山林原野化や非農地判断を行ったものに関しては、通知を送っているので地権者が通知を持って法務局へ手続きへ行けば地目は変わります。
- (山口委員) そうなると、地目変更は地権者の意思ですね。
- (事 務 局) そうなります。
- (議 長) 他に質疑はありませんか。
- <なし>
- (議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 5 号について、討論はありませんか。
- <なし>
- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 5 号について、意見なしで賛成の方は挙手願います。
- <全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]
- (議 長) 全員挙手でございますので、議案第 6 号 福崎農業振興地域整備計画（総合見直し）変更（案）に係る意見聴取について、「意見なし」で回答することといたします。

(議 長) 続まして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料11ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が3件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料12ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を4件、耕作面積証明書を4件 計8件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

資料13・14ページをお開きください。事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありますか。

<なし>

< 15 : 30 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・5月20日(水) 15:00～

場所：役場2階 大会議室

署 名 人	植岡 洋子
署 名 人	柳田 伸一郎